

尼崎市自立支援協議会

■ 尼崎市自立支援協議会とは？

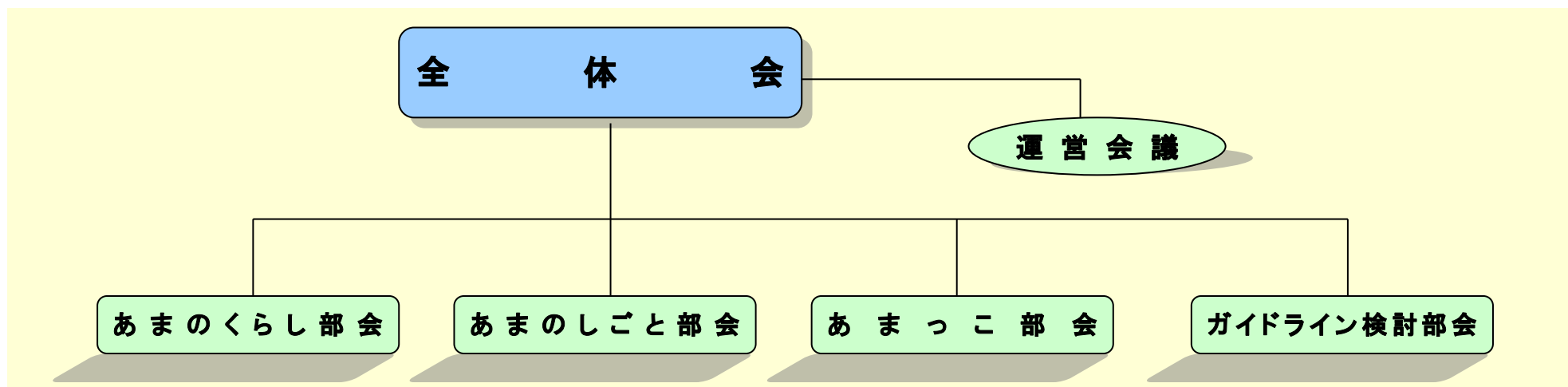
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき、尼崎市が設置した協議会で、関係機関等が連携の緊密化をはかり、障害がある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する地域課題を共有しながら、「障害のある人もない人も地域で支え合いながら、その人らしく暮らす地域づくり」をめざして、前向きな協議をしています。また、障害福祉計画への提言などを行います。

■ どのように運営しているの？

効率的に協議・調整を行うために、テーマごとに部会を設置しています。令和元年度では、4つの部会を設置しています。(各部会の役割については裏面をご覧ください。)

運営会議は概ね2ヶ月に1回開かれ、各部会の協議内容を共有し、各部会にまたがる共通課題について協議するほか、委託相談支援事業者などが把握した情報や課題、行政からの情報の集約・分析を行っています。また全体会では、部会での協議内容の確認をはじめ、各種提案・提言の調整や確認等を行っています。

※ 委託相談支援事業者：本市から障害者(児)相談支援事業の委託を受けている事業者。障害者(児)相談支援事業では、障害のある人やその家族、介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行っています。



■ 4つの部会ではどのようなことをしているの？

あまの くらし部会	障害のある人の地域生活を支援するための課題などについて協議します。	あまのくらし部会では、地域のネットワークづくり、親の高齢化に伴う障害のある人の自立生活や相談支援体制の整備などについて取り組んでいます。
あまの しごと部会	障害のある人の就労を支援するための課題などについて協議します。	あまのしごと部会では、企業に対して障害のある人の雇用に関する啓発や施設等における自主製品の普及などについて取り組んでいます。
あまっこ 部会	障害のある児童の療育、生活支援の課題などについて協議します。	あまっこ部会では、教育・福祉・保健・医療の関係者が情報を共有し、社会資源の充実や家族支援、地域支援などについて取り組んでいます。
ガイドライン 検討部会	障害福祉サービスなどの支給決定にかかるガイドラインの内容について協議します。	ガイドライン検討部会では、障害のある人の地域での生活を支援するために必要な障害福祉サービスなどの支給決定ガイドラインづくりについて取り組んでいます。

■ どんな人が参加しているの？

尼崎市自立支援協議会には、障害のある人やその家族、医師、大学や特別支援学校の先生、民生・児童委員、社会福祉協議会、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、商工事業者の代表、児童相談所、阪神南圏域コーディネーター、障害福祉サービス事業者、地域包括支援センター、精神科ソーシャルワーカー、委託相談支援事業者、市の関係職員といった様々な立場の関係者が参加しています。

尼崎市では、健康福祉局障害福祉担当(部)障害福祉政策担当(、障害福祉課、北部保健福祉センター北部障害者支援課、南部保健福祉センター南部障害者支援課)、保健部疾病対策課が事務局をしています。